

大分港大在コンテナターミナル 新規助成制度のご案内！

〈大分港大在コンテナターミナル利用転換促進助成制度〉

1 大分港大在コンテナターミナル利用転換助成

他港利用からの転換及び他の輸送手段からコンテナ輸送に転換した外貿コンテナ貨物（「利用転換貨物」）又は 新規に貿易を開始した外貿コンテナ貨物（「新規貿易貨物」）に対し助成します。

1コンテナあたり **1万円を助成**

（助成上限額 1荷主 500万円）

2 デマレッジ助成

利用転換貨物及び新規貿易貨物にデマレッジが発生した場合にその一部を助成します。

デマレッジ額の **30%を助成**

ただし、デマレッジ発生日から起算して7日後までに発生したデマレッジを助成対象とします

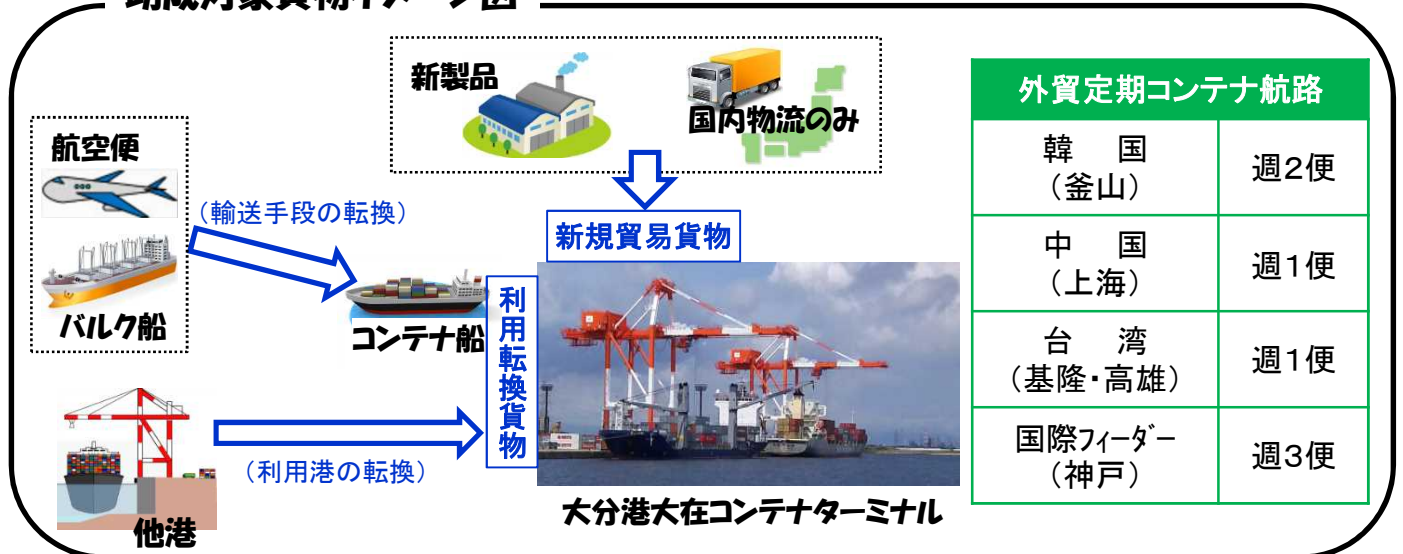
◆助成対象者：利用転換貨物・新規貿易貨物の荷主
又は 当該貨物を取り扱う海運貨物取扱業者

◆事業年度：平成29年度から3年間

※予算の範囲内で交付します

詳細は裏面へ

助成対象貨物イメージ図

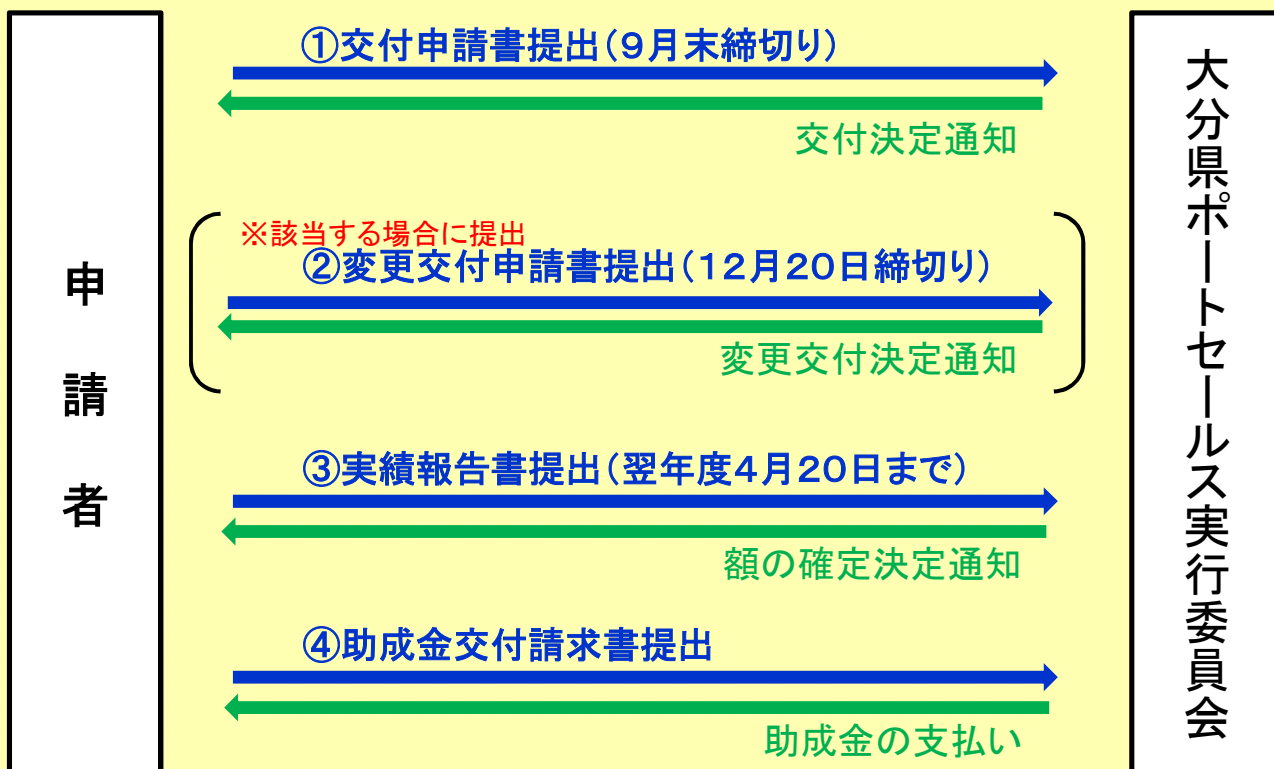


外貿定期コンテナ航路

韓国 （釜山）	週2便
中国 （上海）	週1便
台湾 （基隆・高雄）	週1便
国際フィーダー （神戸）	週3便



助成金交付手続きフロー（H29年度）



手続き	必要書類 (申請内容等の確認のため下記以外にも別途資料をご提出いただく場合があります)	提出期限
① 交付申請	1 交付申請書(第1号様式) 2 事業計画明細書(第1号様式の1~4) 3 登記事項証明書 4 H28年度大在CT利用状況証明書(第2号様式)・・・海貨業者の証明 5 荷主からの承諾書(第3号様式)・・・海貨業者が申請する場合 ※3は記載内容に変更が無ければ初年度のみ提出 4及び5は該当する場合に提出	会長が定める日 H29.9.29
② 変更交付申請	1 変更交付申請書(第5号様式) 2 事業計画明細書(第1号様式の1~4)・・・変更後の明細書	H29.12.20
③ 実績報告	1 実績報告書(第7号様式) 2 事業実績明細書(第7号様式の1~3) 3 船荷証券(B/L)等、利用転換助成対象貨物の数量が確認できる資料の写し 4 インボイス、デビットノート等助成対象デマレッジ額が確認できる資料の写し・・・該当する場合	H30.4.20
④ 交付請求	1 交付請求書(第9号様式)	額の確定後速やかに



書類提出先

〒870-8501

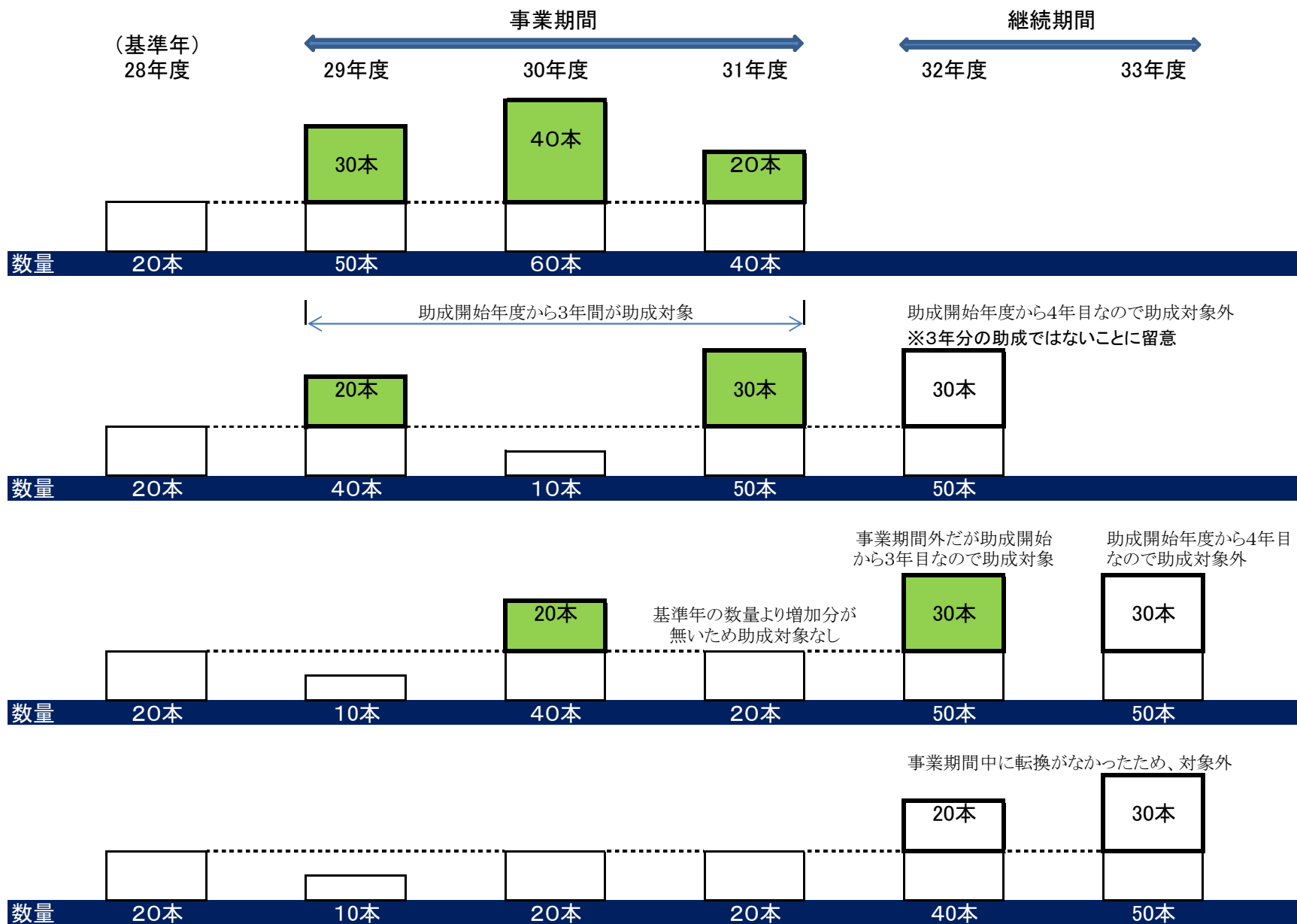
大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部港湾課内 大分県ポルトセールス実行委員会事務局あて

○大分港大在コンテナターミナル利用転換助成

★事業期間内に利用転換助成の対象となった場合に3年間助成します

助成対象を示す

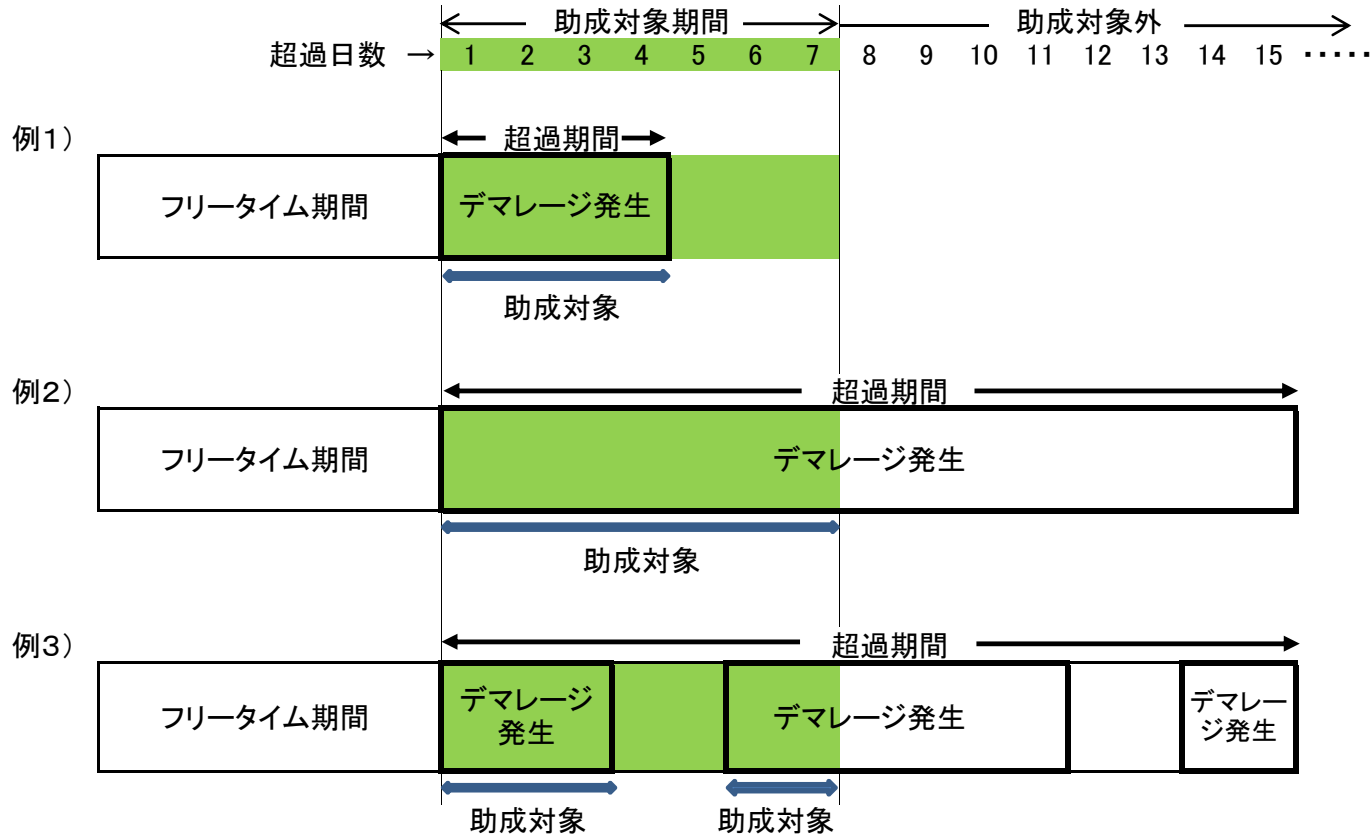


○デマレッジ助成

デマレッジ助成の積算例

※ デマレッジが発生した日から起算して7日間を助成対象とする。7日分のデマレッジではない。

デマレッジ想定単価(円)	
1～4日目	3,500
5～9日目	7,000
10日目～	14,000



全体デマレッジ	4日分	14,000
助成対象デマレッジ	4日分	14,000
助成額	30%	4,000

全体デマレッジ	15日分	133,000
助成対象デマレッジ	7日分	35,000
助成額	30%	10,000

全体デマレッジ	11日分	77,000
助成対象デマレッジ	5日分	28,000
助成額	30%	8,000

※ 土日祝日がデマレッジの対象ではない場合、助成対象期間はデマレッジ発生日から7日間なので、それまでのデマレッジ5日分が助成対象となる